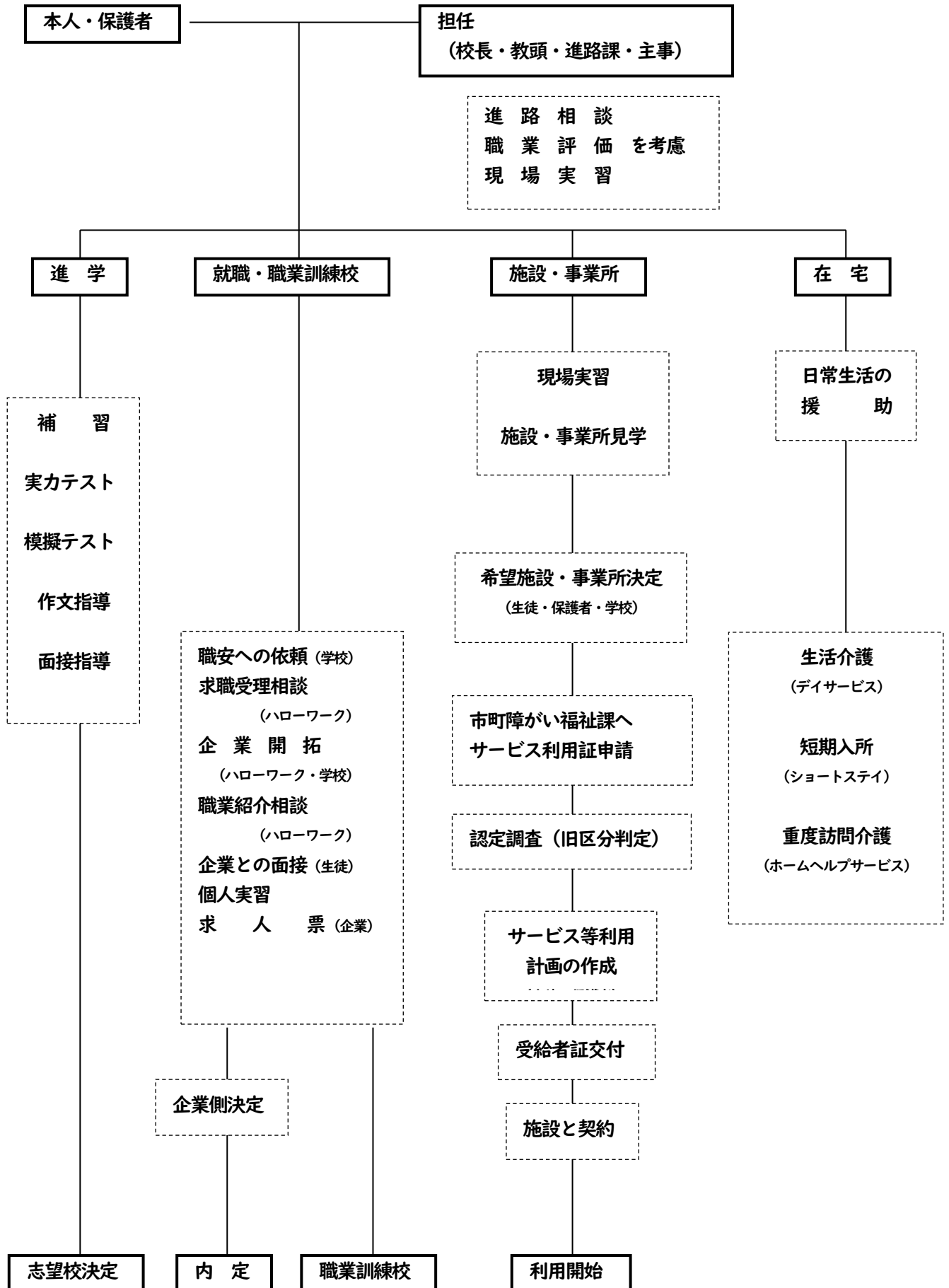


I 進路指導の手順



2 どんなサービスがある？ どんな力がある？

○ 施設入所や福祉的就労に向けて

※福祉サービスについては、『WAMNET 障がい福祉サービス等情報検索』サイトに生活介護、施設入所、短期入所、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）等について詳しく載っています。就労系福祉サービス利用開始までの手続きについては、巻末の【特別支援学校卒業者 就労系障がい福祉サービス利用手引き（東温市）】も参考にしてください。

○ 進学に向けて

大学・短大	〈どんなところ？〉	一般教養と共に、専門的な研究をする。 必ずしも資格取得や就職が目的ではない。
	〈入るためには？〉	入試に合格できる学力。 大学卒業後の計画（大学がゴールではない）。
	〈卒業後の進路〉	就職（就職に有利とは限らない）。 研究者（大学院へ進む）。
	〈卒業生の進学先〉	四国学院大学（香川県善通寺市） 東雲短期大学（松山市） 日本福祉大学（愛知県） 等
各種・専門学校	〈どんなところ？〉	就職を目的とし、知識・技術を身に付ける。 （2～3年の期間）
	〈入るためには？〉	入試がある場合がある。 基礎的な知識・技術。

○ 就労に向けて【ハローワーク（公共職業安定所）・障害者職業センターを通す。】

高等技術専門校	〈どんなところ？〉	スーパーマーケット等の後方支援事業業務及びパソコン操作に関する訓練。 企業等の事業所現場を活用して、その業務に関する作業実習を中心としたオーダーメイド型の職業訓練。
	〈入るためには？〉	学力検査（国語・数学）、作業能力検査、面接
	〈主な施設〉	松山高等技術専門校（販売実務科・実践能力習得科） 等
障害者能力開発校	〈どんなところ？〉	1～2年の期間で能力に応じた職業訓練を行う。
	〈入るためには？〉	職業適性検査と面接を行う。
	〈主な施設〉	広島障害者職業能力開発校（広島県） 等
職業リハビリテーションセンター	〈どんなところ？〉	職業訓練、職業指導に至る総合的な訓練を行う。
	〈入るためには？〉	知的理解力・生産能力が必要。
	〈主な施設〉	国立吉備高原職業リハビリテーションセンター（岡山県）等
就労継続支援A型	〈どんなところ？〉	生産能力はあるが、一般の企業に就職するのが困難な障がい者のための事業所。
	〈入るためには？〉	生産能力が必要。車椅子等での移動は可。
	〈主な施設〉	まるく（株）、アスク、アイリール 等
就職	〈どんなところ？〉	一般企業に就職する。
	〈就職するためには？〉	コミュニケーション能力が特に重要。 筆記試験や面接があるので、学力も必要。

3 相談機関

(1) 各市町の障がい福祉課

県や市の保健、福祉を担当する課では、いろいろな相談や指導を行う。

また、市町の障がい福祉課においては補装具（車椅子、補聴器等）の交付や日常生活用具（頭部保護帽、電動歯ブラシ等）の給付等の申請を受け付けている。

(2) 各市町の社会福祉協議会及び松山市障がい者地域相談支援センター

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門職員が相談を受け、必要な援助・支援を行う窓口として設置されている。無料で相談できる。

松山市は下記の二箇所、その他の地域は市町の社会福祉協議会で受付

北部地域相談支援センター

松山市内宮町 16-5 タマリスク内宮 1 階

TEL089-989-6555

南部地域相談支援センター

松山市和泉南四丁目 1-35 TEL089-968-1009

(3) 児童相談所

18 歳未満の子どもに対するあらゆる問題について応じる。主な業務は、相談・判定・指導・措置・一時保護。子どもや家族、学校などあらゆるところからの相談に応じる。

特に、心身障がい児に対しては、医師、心理判定員等の専門家による判定や相談、また、必要に応じ、心身障がい児施設入所を判定する。子ども療育センター重症心身障がい児（者）施設入所についての判定についても、児童相談所で行う。

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
福祉総合支援センター	790-0811	松山市本町 7-2 愛媛県総合保健福祉センター内	089-922-5040
南予子ども・女性支援センター	798-0060	宇和島市丸之内 3-1-19	0895-22-1245
東予子ども・女性支援センター	792-0825	新居浜市星原町 14-38	0897-43-3000

(4) 身体障害者更生相談所

主として 18 歳以上の身体障がい者を対象として、市町が身体障がい者に援護を実施するうえでの専門的・技術的な支援を行うとともに、身体障がい者の施設入所に係る市町間の連絡調整や巡回相談などの業務を行う。

① 自立支援医療（更生医療）の要否判定

日常生活能力や職業能力を回復させるために行われる更生医療（人工透析療法、心臓手術、人工関節置換術など）の要否判定を行う。

② 補装具の要否判定

補装具（義肢、装具、車椅子、補聴器など）の要否判定を行う。

③ 市町相互間の連絡調整

更生援護施設への入所に係る市町間の公平・公正な施設利用を図るため、「入所調整会議」を開催し、施設入所に関する市町間の調整を行う。

④ 巡回相談

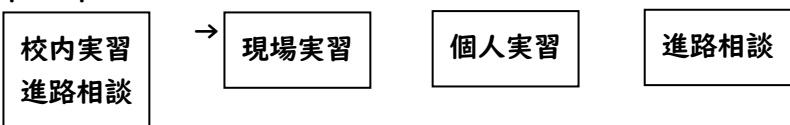
県内各地を巡回し、補装具の処方及び適合判定並びに身体障がい者の更生に関する相談に応じる。

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
愛媛県身体障害者更生相談所	790-0811	松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター内	089-924-1216

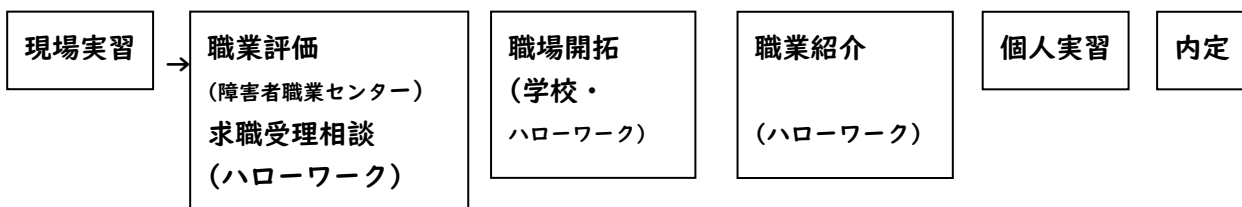
4 就職について

（1）一般就職（含障がい者雇用）、就労移行支援A型利用に向けて

1年 2年



3年



（2）求職受理相談（職業紹介相談）

松山公共職業安定所（ハローワーク）の所員と、本人・保護者と学担の三者が学校で話し合う。一般就労、就労継続支援A型利用希望者が参加する。本人・保護者の勤務地や職種についての希望を話し、その年の就職情報を聞くことができる。この相談で具体的に事業所の紹介を受けることは少ないが、事前に本人・保護者の希望を抽象的なものから具体的なものへまとめておくことは大切である。また、本人・保護者が就職を現実的に捉える良い機会ともなる。居住地が松山管内以外の生徒については、それぞれの管轄に情報が送られる。

（3）ハローワーク（公共職業安定所）

本校卒業予定者については、学卒の障がい者の担当者が担当する。生徒の就職地が他の地区の場合、その地区のハローワークが担当する。そのため、松山公共職業安定所から、その地区のハローワークへ連絡されるとともに、本人は各地区のハローワークに相談する。

県内のハローワーク

松 山	〒791-8522	松山市六軒家町 3-27 松山労働総合庁舎 1~3F	TEL 089-917-8609
今 治	〒794-0043	今治市南宝来町 2-1-6	TEL 0898-32-5020
八 幡 浜	〒796-0010	八幡浜市松柏丙 838-1	TEL 0894-22-4033
宇 和 島	〒798-0036	宇和島市天神町 4-7	TEL 0895-22-8609
新 居 浜	〒792-0025	新居浜市一宮町 1-14-16	TEL 0897-34-7100
西 条	〒793-0030	西条市大町受 315-4	TEL 0897-56-3015
四国中央	〒799-0405	四国中央市三島中央 1-16-72	TEL 0896-24-5770
大 洲	〒795-0054	大洲市中村長畑 210-6	TEL 0893-24-3191

(4) 愛媛障害者職業センター（独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構）

〒790-0808 松山市若草町 7-2 TEL089-921-1213

障がい者に対して、就職のための相談や職業に関する能力の評価を行い、事業主に対しては、障がい者の雇用についての相談指導を行うなど、ハローワークと協力して障がい者の雇用の促進を図る機関である。

本校在学生は、原則として高等部3年時、一般・A型就職関係の希望者に対し、職業適正検査を実施する。そして職業に関する能力及び適職の判定等が行われる。

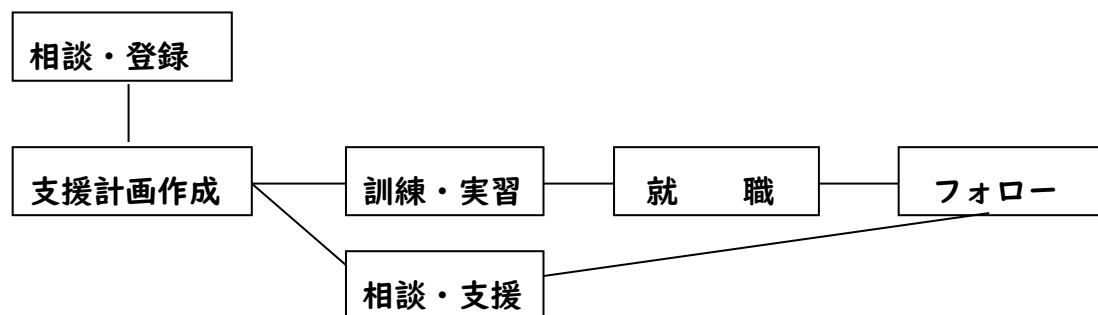
- ①職業評価
- ②職業指導
- ③職業準備支援事業
- ④職場適応援助者による支援事業 等を実施している。

(5) 障がい者就業・生活支援センター

障がい者からの相談に応じ、就業及びこれに伴う日常生活等の問題についての助言や基礎訓練、職業準備訓練、職場実習あっせん等の支援をする。

えひめ障がい者就業・生活支援センター (松山市、東温市、伊予市、松前町、砥部町、久万高原町)	〒790-0843 松山市道後町 2-11-12	089-917-8516
障がい者就業・生活支援センターあみ (今治市、上島町)	〒794-0028 今治市北宝来町2-2-12	0898-34-8811
障がい者就業・生活支援センタージョブアシスト UMA (四国中央市)	〒799-0404 四国中央市三島宮4-6-55	0896-23-6558
障がい者就業・生活支援センターエール (新居浜市、西条市)	〒792-0013 新居浜市泉池町8-40	0897-32-5630
障がい者就業・生活支援センターねっとworkジョイ (八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町)	〒797-0015 西予市宇和町卯之町5-234	0894-69-1582
南予圏域障害者就業・生活支援センターきら (宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町)	〒798-0039 宇和島市大宮町 3-2-10	0895-22-0377

※支援の流れ



(6) 援助制度

障がい者の雇用を促進するため、厚労省、雇用促進事業団、身体障害者雇用促進協会では、事業主にいろいろな援助制度を設けている。

- ①特定求職者雇用開発助成金
- ②職場適応訓練
- ③短期職場適応訓練

◆◆◆◆障害者職業能力開発校◆◆◆◆

身体障がい者等に適応した職業訓練を行うため、全国の１９か所に専門の能力開発校が設置運営されている。訓練期間は原則として１～２年である。

◆ 国立（運営は各都道府県が行う）

名 称	所 在 地	電話番号
北海道障害者職業能力開発校	砂川市焼山 60	0125 - 52 - 2774
宮城障害者職業能力開発校	仙台市青葉区台原 5 - 15 - 1	022 - 233 - 3124
中央障害者職業能力開発校 (国立職業リハビリテーションセンター)	所沢市並木 4 - 2	04 - 2995 - 1711
東京障害者職業能力開発校	小平市小川西町 2 - 34 - 1	042 - 341 - 1411
神奈川障害者職業能力開発校	相模原市桜台 13 - 1	042 - 744 - 1243
石川障害者職業能力開発校	石川郡野々市町末松 2 - 245	076 - 248 - 2235
愛知障害者職業能力開発校	豊川市一宮町上新切 33 - 14	0533 - 93 - 2102
大阪障害者職業能力開発校	堺市南区城山台 5 - 1 - 3	072 - 296 - 8311
兵庫障害者職業能力開発校	伊丹市東有岡 4 - 8	072 - 782 - 3210
吉備高原障害者職業能力開発校 (国立吉備高原職業リハビリテーションセンター)	加賀郡吉備中央町吉川 7520	0866 - 56 - 9000
広島障害者職業能力開発校	広島市南区字品東 4 - 1 - 23	082 - 254 - 1766
福岡障害者職業能力開発校	北九州市若松区大字蛸住 1728 - 1	093 - 741 - 5431
鹿児島障害者職業能力開発校	薩摩川内市入来町浦之名 1432	0996 - 44 - 2206

◆ 県立

名 称	所 在 地	電話番号
青森県立障害者職業訓練校	弘前市緑ヶ丘 1 - 9 - 1	0172 - 36 - 6882
千葉県立障害者高等技術専門校	千葉市緑区大金沢町 470	043 - 291 - 7744
静岡県立あしたか職業訓練校	沼津市宮本 5 - 2	055 - 924 - 4380
愛知県立春日台職業訓練校	春日井市神屋町 713 - 8	0568 - 88 - 0811
京都府立城陽障害者高等技術専門校	城陽市中芦原 59	0774 - 54 - 3600
兵庫県立障害者高等技術専門学院	神戸市西区曙町 1070	078 - 927 - 3230

◆◆◆◆国立職業リハビリテーションセンター◆◆◆◆

身体障がい者の職業能力の判定から職業訓練、職業指導に至る総合的な職業リハビリテーションを提供する施設である。同センターは、「国立障害者リハビリテーションセンター」との一体的な運営により医療リハから職業リハまでの総合的なリハビリテーションサービスを提供している。

国立職業リハビリテーションセンター

(中央障害者職業能力開発校・中央広域障害者職業センター)

〒359-0042 埼玉県所沢市並木4-2

TEL04-2995-1711

国立吉備高原職業リハビリテーションセンター

(吉備高原障害者職業能力開発校・吉備高原広域障害者職業センター)

〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7520 TEL0866-56-9001

《障害者職業能力開発校 入校手続き》

(1) ハローワークで職業相談を行い、次の書類を提出する。

①入校申請書(願書)

②健康診断書

③学業成績証明書

④身体障害者手帳(写)

(2) 地域の障害者職業センターで職業相談、職業適性検査、学力テスト等の評価を受ける。

《障がい者の職業指導・就職支援と事業主への支援》

- 職業訓練と平行して、訓練生が職業人として自立するための種々の指導・助言を行う。
- 希望により、企業の障がい者採用計画、雇用管理等への助言を行う。
- 国立職業リハビリテーションセンター内で、訓練生対象の会社説明会を行うことができる。
- 就職内定企業のニーズに応じた訓練の実施や訓練終了日の設定ができる。
- 採用後も、地域障害者職業センターとも連携してフォローアップしている。

広島障害者職業能力開発校

〒734-0003 広島市南区宇品東4-1-23 Tel.082-254-1766

対象者

就職をする意志があり、障がいの状況が固定し、職業訓練を通じ職業的自立が見込まれる者

科 目

CAD技術科 (2年)

製図法や材料力学、機械設計法などの関連する知識と、二次元CADの他、三次元CAD/CAM/CAEなどを使った設計技術を習得。一般機械、自動車、建設機械メーカーや関連する設計会社などに就職することを目指す。

OAビジネス科 (1年)

事務一般の知識を幅広く習得するとともに、事務処理で使用するビジネスソフトの操作、ビジネスマンとしてのマナーや事務の習得。パソコンを使用しての事務処理ができる人材を目指す。

情報システム科 (2年)

情報技術全般に関する知識並びに情報システム開発におけるプログラミング及びシステム設計の知識・技術を習得。SE・プログラマーとして就職することを目指す。

事務実務科 (1年)

簿記、会計、税務及び社会保険等の専門的事務知識、OA機器操作技能習得。経理事務員を目指す。

Webデザイン科 (2年)

情報をビジュアル化するソフトウェア(イラストレーター、フォトショップ、フラッシュ)を習得。ホームページやパンフレットの企画立案・編集・作成ができる人材を目指す。

総合実務科 (1年)

流通、物流、屋内環境整備、屋外環境整備、家政及び調理の6つの訓練を行い、各技能を習得。またパソコン実習、体力づくりなどを含めた総合的な訓練を行い、社会性、協調性、作業習慣などを身につけ職業人としての自立できることを目指す。知的障がい者を対象。

チャレンジコース (1年)

「流通」「物流」「調理」「環境整備」等の技能を習得します。また、就業に必要な社会生活技能及び就業環境の変化に対応する発達障がい者対象。

訓練期間 6カ月～2年間

選考方法 10月から翌年3月の間に、複数回選考日があり職業適性検査・面接を行う。

応募手続 居住地を管轄するハローワークで職業相談の上、応募書類をハローワークに提出。応募書類はハローワークにある。

国立吉備高原職業リハビリテーションセンター

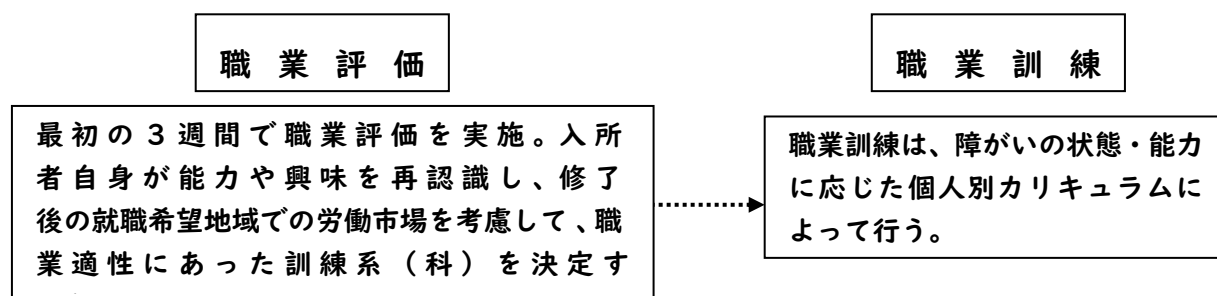
〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川 7520 Tel0866-56-900

対象者

身体障害者手帳を取得している、又は、身体障害程度等級7級の判定を受けている、若しくは、身体の障がい障がい者の雇用の促進等に関する法律の規定に該当しない肝臓病、膠原病等の難病、低身長症等の疾患がある人で次の要件をいずれも満たしていることが必要。

- 就職意欲があり、職業訓練を受講することに熱意を有する者であること。
- 原則として高等学校卒業者またはこれと同程度の学力を有すると認められる者であること。
- 職業訓練を受講することにより、職業的自立が可能であると認められる者であること。

吉備リハビリセンターのサービス



募集訓練科目・訓練期間（身体障がい者対象）

訓練系	訓練科	訓練期間
メカトロ系	機械 CAD コース	1 年
	電気・電子技術・CAD コース	1 年
	組立・検査コース	1 年
	製造ワークコース	1 年
ビジネス情報系	システム設計・管理コース	2 年
	IT ビジネスコース（視覚障がい者対象）	2 年
	会計ビジネスコース	1 年
	OA ビジネスコース	1 年
	オフィスワークコース	1 年
アシスタント系	販売・物流ワークコース	1 年
	サービスワークコース	1 年

職業指導

入所から修了までを通じ、就職に向けた職業指導を行う。

入所申請の手続き

障害者職業センターと相談の上、ハローワークに申し込む。

◆◆◆◆その他の職業訓練◆◆◆◆

愛媛県では、障がい者の就職に役立つ職業訓練を、企業・社会福祉法人・NPO法人・民間教育訓練機関等に委託し、実施しています。

愛媛中央産業技術専門学校

実践能力習得科

0A 総務コース※精神障がい者、発達障がい者対象

知識・技能習得科（0A 関係コース）

知識・技能習得科（販売実務コース）※知的障がい者対象

訓練期間：4月、10月から1～6ヶ月

対象者：求職中の知的障がい者（療育手帳を所持している者、若しくは公的機関の判定を受けた方、特別支援学校高等部の新規卒業者を含む）で通校可能な者。但し、ハローワークの受講指示又は受講推薦が必要。職業訓練に意欲があり、当該科の職業訓練の全課程を修了する可能性のある者）

訓練内容：スーパーマーケット等の後方支援業務（商品パッキング、補充、陳列等）及びパソコン操作に関する知識・技能の訓練

5 障がい福祉サービス

サービスは、個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別される。

「障がい福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なる。

（1）介護給付

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する。

施設入所支援

施設に入所する障害のある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。

居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護を行う。

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

児童デイサービス

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。

行動援護

自己判断力が制限されている人（知的・精神障がい）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。他のサービスとの併用が可と不可がある。

（２）訓練等給付

自立訓練（機能訓練（身体・難病）・生活訓練（知的・精神））

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間（最長２年）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

６ 手帳について

身体障害者手帳、療育手帳とも、様々な制度やサービスを利用するために必要であり、施設入所や、援護措置を受けての就職にも絶対に必要なものである。ただしこの二つの手帳は、その性質上、利用できるサービスや施設が違うので、それぞれの進路に合わせた取得が望まれる。

■身体障害者手帳

対象者

視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由、心臓・腎臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を持つ人。

内 容

障がいの程度によって1級から6級までに区分される。

手続方法

市町の福祉課の窓口に応し出る。

■療育手帳

対象者

いろいろな原因によって、ものの名前を覚えたり、計算したり、筋道を立てて考えたり、想像したりする等の知的能力が年齢とともに発達していかない、いわゆる知的障害と呼ばれる人やコミュニケーション障害を伴う自閉症等、精神面の発達障害者、遅滞者。

内 容

障がいの程度により、A（最重度・重度）、B（中・軽度）の分類で交付される。

手続方法

市町の福祉課の窓口に応し出る。

特別支援学校卒業者

障がい福祉サービス利用手引き

ここからは、東温市の「障がい福祉のしおり」や東温市より各特別支援学校の進路課へ配付されたものを、一部、保護者向けに表記等を変更し掲載しております。

他の市町についても基本的には同じですが、詳しくは直接、居住地にあります市町役場（障がい福祉課）までお問合せ下さい。

Ⅰ. 障がい福祉サービスの申請について

（Ⅰ）認定調査について

障がい福祉サービスを利用する前に、認定調査が必要となります。申請者に調査員が訪問面接し、心身の状況や置かれている環境等の調査を行います。申請者が申請時に18歳未満の場合、市町から福祉総合支援センター（児童相談所）に意見書をもらいます。既に障がい福祉サービスを利用しており、認定調査を行っている場合は、改めて調査を受ける必要はありません。

(2) サービス等利用計画について

I. サービス等利用計画の作成

平成 24 年度より福祉サービスを利用する場合には、「サービス等利用計画」が必要となりました。指定相談支援事業者が、障がい福祉サービス等の利用を希望する障がい者の総合的な計画支援を作成します。

利用者本人や家族、支援者など、指定相談支援事業者以外の者が作成する計画（セルフプラン）は認められますが、卒業直後に就労移行支援 B 型事業を利用する際の、就労移行支援事業の暫定支給決定の場合に必要な計画には、セルフプランは認められません。

II. サービス等利用計画の切替時期

既に、放課後等デイサービス等の通所サービスを利用している場合には、「障がい児支援利用計画」を事業所が作成している場合があります。通所サービスは 18 歳になっても在学中に限り利用できますが、サービスの申請者が保護者から本人へと変わるため、18 歳の誕生日前に通所サービスの申請を出し直す必要があります。

「障がい児支援利用計画」から「サービス等利用計画」への切替は、この 18 歳になるタイミングで行います。

(例)放課後等デイサービスを利用中で、10月22日に18歳になる児童の場合

①放課後デイの支給期間は18歳の誕生日前日の10月21日までである。

それまでの利用計画は障がい児の相談支援事業者が作成する。支給期間中に就労系の申請を追加する際も、児のサービスに組み込む形で計画を作成する。

②18歳を越えて放課後デイを利用する場合、10月21日までに「児童本人の名前」で更新申請を行う。

③10月22日からの計画は、利用計画が「児」から「者」に切り替わるため、障がい者の指定相談支援事業者が新たに作成する。(今まで利用計画を作成していた障がい児の相談支援事業者から引継を受けて下さい)

④10月22日から最大翌年3月31日までの放課後等デイサービスが支給されます。

Ⅲ. アセスメントについて

【就労アセスメントとは】就労移行支援事業所等が、面談や作業観察によるアセスメント(評価)を行い、支援対象者の就労面の情報(作業能力、就労意欲、集中力等)を把握することです。この評価の内容は、本人、保護者、支援者等にフィードバックされます。アセスメント以降、本人が就労面における目標や課題設定をする際に役立ててください。期間は、約10日間です。実施場所は、原則、就労移行支援事業所ですが、相談支援事業者とよく相談してください。